

専門部から

医療法に基づく病床区分の届出について

◇地域保健部◇

標記に関しまして、北海道保健福祉部長名にて、各道立保健所長並びに政令市保健所長宛にて、下記のとおりのお知らせがなされました。

それによりますと、病床区分の未届病院に対し適切な指導に努めるようにとあります。

本会におきましても、会報（平成15年1月16日、第1010号／平成15年7月1日、第1018号附録）・ホームページ等において、すでに詳細についてお知らせしているところでございますが、届出期限まで1ヵ月足らずとなりましたので、期限までに届出手続きを完了されますよう、再度お知らせいたします。

記

医 薬 第 566 号
平成15年7月10日

各道立保健所長
札幌市保健福祉局長
小樽市保健所長様
市立函館保健所長
旭川市保健所長

北海道保健福祉部長

医療法に基づく病床区分の届出の促進について

このことについては、「医療法等の一部を改正する法律附則第2条に基づく届出について」(平成15年5月27日付け地医第336号)により、未届出病院に対する個別の説明・指導の実施等について通知しておりますが、届出提出期限まで2ヵ月を切ったことから、未届病院に対して再度通知を行うなど適切な指導に努めていただきますようお願いいたします。

期限までに届出をしなかった場合は、「旧その他の病床」に係る部分について、病院の開設許可が取り消されたものとして取り扱われますの

で、届出漏れの生じることのないよう、万全の対応をお願いします。

なお、説明・指導を行う際の主な留意点については、関係通知で既に示しているとおりでありますが、別紙の特に留意すべき事項について、関係者に再度十分に周知していただくようお願いいたします。

また、北海道医師会に対しては、別途周知しておりますので、申し添えます。

別紙

1 人員配置基準や構造設備基準を満たしていない病院からの届出の取扱い

人員配置基準等を満たしていない場合であっても届出は受理し、届出後に事後的に基準を満たすよう指導を行う。

〔改正医療法Q&A〕(平成13年3月16日厚生労働省医政局総務課企画法令係事務連絡)の【病床種別の届出⑤】参照)

2 届出後の病床区分の変更について

病床区分の届出を行った後においても、所在地の都道府県知事の許可を受けた場合には、病床区分の変更は可能(医療法第7条第2項参照)

3 平成15年8月31日までに届出がなされなかった場合の取扱い

旧その他の病床を有する病院が期限までに届出をしなかった場合は、当該部分に係る医療法に基づく病院開設の許可は取り消されたものとみなされる。

(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第6項・第7項参照)